

ベトナムの判例についての覚書（3）

— 刑事判例について —

前 J I C A 長期派遣専門家（現 J I C A 国際協力専門員）

枝川 充 志

前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）

黒木 宏 太¹

第1 はじめに²

これまで、判例制度、民事判例と見てきたが、今回は、刑事判例を見ていくことにしたい。刑事判例については、前々号（88号）の I C D N E W S³で紹介したとおり、判例勉強会において、3件の刑事判例（判例18：殺人、判例28：殺人、判例19：横領）を取り扱った。

これらの事案の概要を簡単に紹介するとともに、所感を述べることにする。

第2 ベトナムの刑事判決の構成について^{4 5}

まず、刑事判例を見る前に、その元となることが想定される刑事判決（下級審も含む）がどのようなものかについて概観する。

1 刑事判決の形式面

ベトナムでは、裁判所は「ベトナム社会主義共和国の名において」判決を言い渡す

¹ 枝川は、2018年4月から2022年3月までベトナム長期派遣専門家（弁護士）、黒木は、2020年4月から2022年3月まで国際協力部教官（裁判官出身）。

² 本稿のうち意見にわたる部分は筆者らの私見であり、筆者らの所属する団体や組織の見解でないことを申し添える。

³ 拙稿「ベトナムの判例についての覚書（1）—判例制度の現状と今後の課題」（I C D N E W S 第88号（2021.9）9頁以下参照）。

上記拙稿には記載していなかったが、判例勉強会においては、ルー・ティエン・ズン弁護士（Luu Tien Dung、ベトナム弁護士連合会副会長、Y K V N 法律事務所パートナー弁護士）による「*Án lệ Việt Nam - Phân tích và luận giải Tập 1*」（ベトナム判例—分析と解説 第1巻）を参考にした。現時点までに選定された43判例の分析等が掲載されている。

また、判例勉強会では参考にしなかったが、トゥオン・ズイ・ルオン（Tuong Duy Luong）元最高人民裁判所副長官による「*Bình luận khoa học bản án và án lệ - Tập 1*」（判決書と判例に関する科学的評論 第1巻）が出版されており、選定判例 No. 1 から 18 の評論が掲載されている。

⁴ 本稿作成にあたって、ベトナム「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」で実施した最高人民裁判所との協力活動「判決書作成技能セミナー」（2019年12月19日）の際の、Pham Minh Tuyen（ファン・ミン・トゥエン）バクニン省人民裁判所長官（当時、現在裁判所学院院長）によるプレゼン資料「刑事判決作成スキル - 裁判官の実態と諸提案」を適宜参照した。引用する場合には「トゥエン長官によれば」といった形で引用する。

⁵ J I C A プロジェクトでは、対最高人民裁判所（S P C）協力の中でこれまでに「判決書マニュアル」（*Sổ Tay Việt Bản Án*）の作成に協力している（2009年）。同マニュアルの翻訳は、<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/vietnam/index.html> に掲載されている。

同マニュアルは「第1部 概要」「第2部 民事判決書の記載」「第3部 刑事判決書の記載」「第4部 参考の判決書」「第5部 判決書フォーム」で構成されている。2009年以降の訴訟法の改正、判例制度の導入により、本マニュアル改訂の必要性が指摘されている。なお、前掲注4のセミナーで実施したアンケートによれば、7割強の参加者が、頻度は異なるものの、同マニュアルを活用していると回答している。

(2015年刑訴法⁶260条1項)。民訴法(民事判決)と異なり、刑訴法においては、判決の構成については明記されておらず、判決に記載すべき事項が書かれている(同2項、3項参照)。判決に記載すべき事項は、全体としてみると、民訴法(民事判決)と共通するところも多いが、民訴法と異なり、判決の構成ごとに対応するものではない。具体的には、刑訴法260条2項により第1審判決につき、同3項により控訴審判決につき、それぞれ次のとおりである。

刑訴法260条判決

2. 第一審判決には、下記に掲げる事項を明記しなければならない。

- a) 第一審裁判所の名称。事件の受理番号及び日時。判決番号及び宣告日。裁判合議体⁷の各構成員、裁判所書記官、検察官の氏名。被告人の氏名、生年月日、出生地、居住地、経歴、学歴、民族、前科・前歴。被告人の被暫定留置日又は勾留日。被告人の代理人の氏名、年齢、経歴、出生地、住所。弁護士、証人、鑑定人、財産価値鑑定人、通訳人、翻訳人及び裁判所に召喚されて公判に参加したその他の人物の氏名。被害者及び訴訟当事者、及びその代理人の氏名、年齢、経歴、住所。事件を公判に付した決定の番号、年月日。公開裁判又は非公開裁判の種別。公判期間及び場所。
- b) 起訴状又は起訴決定書の番号、及び作成年月日。起訴した検察院の名称。起訴した検察院の管理下にあったときの被告人の振る舞い。刑法の罪名及び該当する条・項・号。検察院が被告人に適用した処罰、罰条の追加、司法措置、損害賠償責任の構成。証拠物の取り扱い。
- c) 弁護士、被害者、訴訟当事者、裁判所に召喚されて公判に参加したその他の人物の意見。
- d) 裁判合議体の判決は、有罪・無罪を確定する証拠を分析し、被告が有罪か無罪かを確定し、有罪である場合は、適用する刑法の条項又は他の法規規範文書に定めるとの犯罪なのか、又は刑事責任を加重減輕する情状、及びどのような処分をするかについて明記すること。被告人が無罪である場合は、判決文には、被告人を無罪と確定した根拠、及び、法律に基づいて被告人の名誉、諸権利、及び法的利益の回復の処理について明記すること。
- dd) 告発の証拠、免罪の証拠、及び、検察官、被告人、弁護士、被害者、訴訟当事者、彼らの代理人、彼らの法的諸権利と利益の保護人の要請・提案を、裁判合議体が受け入れなかった理由を分析すること。
- e) 捜査、起訴、公判の各過程における捜査官、検察官、及び弁護人の行動の適法性、及び訴訟手続き上の決定を分析すること。

⁶ 2015年刑事訴訟法(101/2015/QH13)の訳は、JICAベトナム六法(<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/index.html>)、又は法務省法務総合研究所国際協力部のウェブサイト(https://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_vietnam.html)をそれぞれ参照されたい。特に断りがない限り、引用する刑訴法は同法を指す。その他引用法令は、上記サイトを適宜参照している。一部、他法との訳語の整合性の観点から原文を確認した上で修正していることがある。

⁷ 元となるベトナム語は「Hội đồng xét xử」であり、「審理合議体」と訳す場合がある。

- g) 裁判合議体の決定は、事件の訴訟費用及び控訴権の各問題を処理すること。決定が直ちに執行される場合は、その旨決定書に明記しなければならない。
3. 控訴審の判決文には、下記に掲げる事項を明記しなければならない。
- a) 控訴審裁判所の名称、事件の受理番号及び日時、判決番号及び宣告日、裁判合議体の各構成員、裁判所書記官、検察官の氏名。控訴する被告人、被控訴人、被異議申立て人、及び控訴しない被告人、控訴されていない被告人、及び異議を申し立てられていない被告人であって控訴審級裁判所が検討することのできる者の被暫定留置日又は勾留日。被告人の代理人の氏名、年齢、経歴、出生地、住所。弁護人、証人、鑑定人、財産価値鑑定人、通訳人、翻訳人及び裁判所に召喚されて公判に参加したその他の人物の氏名。被害者及び訴訟当事者、及びその代理人の氏名、年齢、経歴、住所。異議申立てをした検察院の名称。公開裁判又は非公開裁判の種別。公判期間及び場所。
- b) 第一審事件の内容、及び判決による決定の概要。控訴又は異議申立ての内容。控訴審合議体の判決、控訴又は異議申立ての受理・不受理の根拠。控訴審合議体が事件処理のための根拠とした適用刑法又は他の法規規範文書の条項。
- c) 控訴審合議体の決定は、控訴又は異議申立てによる事件の、第一審及び控訴審の訴訟費用等の各問題の処理。

上記のとおり、記載すべき事項が挙げられているが、条文自体には、どこの部分に記載すべきかまでは書かれていない。なお、被告人の前科・前歴が記載事項とされている点が、日本とは異なり、興味深い。

ところで、刑事判決を含む刑事訴訟における各種書式は、2017年9月19日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第05/2017/NQ-HDTP号（以下「本件議決」という。）で定められている⁸。本件議決によれば、同議決に添付されている第一審判決の書式（以下「本件書式」という。別添1（ただし仮訳）参照。）は、刑訴法254条、260条及び423条の趣旨⁹に基づき作成されたとされ、また全ての裁判所の刑事事件の第一審判決に適用されるとされている。

本件書式によると、結局、判決の構成としては、民事判決と同様に、①導入部、②事件の内容、③裁判所の認定、④決定（判決主文）からなる。

以下では、上記①から④までについてその概要を見ていきたい。適宜、別添1の本件書式を参照していただきたい。

⁸ 本件議決には60件の書式として、勾留決定、判決、各審級の刑事訴訟関連手続に関する書式が定められている。

⁹ 原文となるベトナム語は「tinh thần」であり、「詳解ベトナム語辞典」（川本邦衛、（株）大修館書店、2015年11月1日）によれば、「精神」「観念」と訳されるが、本件の文脈から本文のとおり訳出した。

2 刑事判決の目的、意義

バクニン省人民裁判所のトゥエン長官（当時）¹⁰によれば、「刑事判決は、刑事訴訟文書の一つであり、公布され法的効力を有すると、その判決上の決定は重大かつ非常に重要な憲法上の結果につながる。具体的には、2013年憲法第31条「罪に問われている者は、法律の定める手順に基づいて証明され、裁判所の有罪判決が法的効力を有するときまで、無罪と推定される」及び2015年刑事訴訟法の第13条（無罪推定の原則）「罪に問われている者は、本法律の定める手順と手続に基づいて有罪と証明され、裁判所の判決が法的効力を有するまで、無罪と推定される。」と規定された。2015年憲法第106条は『法的効力を有する人民裁判所の判決、決定は、機関、組織、個人により尊重されなければならない。関連する機関、組織、個人は、厳正に執行しなければならない』と規定した。」とされ、そのため、「既に法的効力を有している刑事判決は、犯罪の予防・防止における国家の権力を表明するものである。裁判合議体が有罪か無罪か、刑罰の対象となるか否かを判断する判決を下す審理活動は、政治的かつ社会的な価値を有し、裁判に付される人に直接影響を与える。正しい人物、正しい犯罪、正しい法律を宣告する刑事判決は、社会主義の法制が厳格に実施されることを保障するという点で意味があるだけでなく、社会における教育、犯罪の抑止・予防、同時に、正義に対する国民の信頼を生み出す。上記の法的意味において、刑事判決は、刑事訴訟法の規定に基づき、科学的法理の内容、正確かつ整合な文体を備えている必要がある。」とされる。

3 刑事判決における「①導入部」（別添1参照）

(1) 前記で引用した刑訴法260条2項a号によれば、第一審判決に記載すべき事項として、「第一審裁判所の名称。事件の受理番号及び日時。判決番号及び宣告日。裁判合議体の各構成員、裁判所書記官、検察官の氏名。被告人の氏名、生年月日、出生地、居住地、経歴、学歴、民族、前科・前歴。被告人の被暫定留置日又は勾留日。被告人の代理人の氏名、年齢、経歴、出生地、住所。弁護士、証人、鑑定人、財産価値鑑定人、通訳人、翻訳人及び裁判所に召喚されて公判に参加したその他の人物の氏名。被害者及び訴訟当事者、及びその代理人の氏名、年齢、経歴、住所。事件を公判に付した決定の番号、年月日。公開裁判又は非公開裁判の種別。公判期間及び場所。」が挙げられている。

刑訴法260条3項a号によれば、控訴審判決に記載すべき事項として、「控訴審裁判所の名称、事件の受理番号及び日時、判決番号及び宣告日、裁判合議体の各構成員、裁判所書記官、検察官の氏名。控訴する被告人、被控訴人、被異議申立て人、及び控訴しない被告人、控訴されていない被告人、及び異議を申し立てられていない被告人であって控訴審級裁判所が検討することのできる者の被暫定留置日又は勾留日。被告人の代理人の氏名、年齢、経歴、出生地、住所。弁護士、証人、鑑

¹⁰ 前掲注3参照。

定人、財産価値鑑定人、通訳人、翻訳人及び裁判所に召喚されて公判に参加したその他の人物の氏名。被害者及び訴訟当事者、及びその代理人の氏名、年齢、経歴、住所。異議申立てをした検察院の名称。公開裁判又は非公開裁判の種別。公判期間及び場所。」が挙げられている。

これらは、いずれも、導入部に記載される。

- (2) 上記導入部についてトゥエン長官は、「被告人の経歴のところには、ほとんどの判決において職業が最初に書かれ、次は学位であった。しかしその逆に書く判決もあった。被告人の両親の氏名のところについて、各判決における記入の仕方も様々であった。例として、『父親は…である』、『母親は…である』、『…の子である』又は『父親…』、『母親…』という書き方が挙げられる。」として、「被告人の経歴のところの書き方が依然として不統一であった。」という。

また、被告人の前科・前歴の記載について、本件書式では、「前科に対しては、犯罪行為を行う日に前科が抹消してないことを確認できた後に記入する。前歴に対しては、毎回の行政処分¹¹、懲戒処分が適用されたことについて具体的に記入し、抹消されているか否かも明記する。」とされている。しかし、トゥエン長官によれば、この点について、実務上は、このうち、抹消された前科・前歴を記入すべきかどうかという問題について、異なる意見が多く存在しているとのことであり、本件書式の案内を適用しない裁判官もいるとのことである。すなわち、「前歴¹²が、行政上処理される期限が切れた場合、又は自動的に抹消された場合は、前歴と前科（注：原文ママ）の部分には「なし」として記載されるとの見方がある。なぜならば、刑法における前科の抹消制度の人道配慮という価値が失われるからである。別の見方としては、行政処理の期限が切れたり、前科が抹消されたりしても、前歴や前科としては記載されないが、判決には「身上」について、及び過去の行政処分又は有罪判決ということを記載する必要がある。」とのことである。この抹消された前科・前歴を記入すべきかどうかという問題については、今後の議論が待たれるところであるが、トゥエン長官は、「前科、適用された行政処分及び懲戒処分に対する前歴が抹消され、違反しなかったとみなされることを身上のところ列記する必要はない。これに対しては、裁判官に裁判の認定で身上を判断させるべきである。」という私見を述べている。

4 刑事判決における「②事件の内容」（別添参照）

- (1) 「事件の内容」部分について、本件書式によれば、刑訴法260条2項b号及び同c号に規律される内容を記入することとされている。
- (2) トゥエン長官によれば、事件の内容について、「形式的な面では、判決の文章は分かりやすくなり、正しい綴りとなっている。判決は、空間、時間、審理の場所、

¹¹ 「行政処分」と訳したベトナム語は「bị xử lý hành chính」である。「行政是正措置」と訳される場合がある。

¹² 「前歴」の発生根拠は管轄機関による行政違反の処分決定である。「前科」の発生根拠は裁判所の刑事判決である。

審理裁判諸所の名前、裁判合議体の構成、検察院、公判書記官及び訴訟参加者等のその他の訴訟遂行者を示す。判決の各部分における分析、評価は一貫性があり、矛盾はなく、緊密な構造が保障されている。」とした上で、多くの異なる書き方があったことにも言及されている。

すなわち、「一部の裁判官は起訴状の内容を要約し、一部の裁判官は依然として起訴状の内容を「認定」にそのままに記載している。一部の裁判官は、被告人の供述の要約及び公判での他の参加者の供述を要約した。しかし、一部の裁判官はそれを書き留めておらず、「今日の裁判で、被告人（各被告人）は、検察院の起訴状によって起訴されたとして犯罪を自白した」とだけ書いていた。一部の裁判官は公判で検察官の意見を書き留めるが、一部の裁判官は検察官の意見を書き留めない…それは、刑事判決の作成に関する書式第27号の指示に従っていない。」として、本件書式の内容に適合しないものが見られた旨を述べている。

そして、「ほとんどの判決は、裁判過程の進捗状況を完全に反映しているわけではないが、一般に、被害者がどのように証言したかに関係なく、被告人が裁判で告白したことだけ、検察院が事件を処理することを提案したことだけを反映した。そのため、判決が宣告されたとき、首尾一貫した構造がなく、刑事判決の部分の間に理屈がなく、「判断」と「事実認定」部分（phần xét thấy với phần nhận thấy）の間、又は「判断」と「決定」部分（phần xét thấy với phần quyết định）の間に矛盾があることがよくある。例えば、被告人の役割や被告人の犯罪行為の危険性を評価し、非常に危険であると判断したが、執行猶予の判決を下し、又は役割の低い被告人が、主たる役割の被告人よりも刑罰程度が重い場合がある。」とも述べている¹³。

また、トゥエン長官は、「事件の内容」に記載すべき内容として、「この部分は「事件の内容の要約」として書かれるべきであり、最初の部分は事件の内容の要約を示し、どのレベルでの検察院の起訴状、どの犯罪が起訴されているか、法律の条項を述べる必要があるだけである。公判での展開については、被告人及び公判での他の訴訟参加者の供述、論告書の内容の要約、弁護士の見解、争訟の結果及び被告人の最終陳述を明確にする必要がある。」との私見を述べている。

5 刑事判決における「③裁判所の認定」（別添1参照）

- (1) 「裁判所の認定」部分について、本件書式によれば、刑訴法260条2項d号、同d号（dd号）及び同e号に規律される内容を記入することとされている。
- (2) トゥエン長官は、裁判所の認定について、「判決の分析、証明及び結論は、公判で審査された証拠に基づいて判断されなければならないという要請を遵守してい

¹³ このような判決の形式が統一されない問題の原因について、トゥエン長官は、2つの原因があるという。すなわち、「第一に、責任は裁判を主宰する裁判官、つまり判決を書くことを割り当てられた裁判官にある。裁判官は、指示に従わず、恣意的かつ即興的に習慣で判決を作成する。彼らは国家の名の下に判断を下すことの重要性だけでなく、責任を十分に認識していない。二つ目の理由として、刑事判決の書き方に関する新たなガイドラインが長らくなかったということがあげられる。1985年以前、最高人民裁判所は刑事判決の書き方及び判決書式を発行した。しかし、20年近くたった今でも、現在の状況に合う追加のガイドラインはない。さらに、旧法である1998年刑事訴訟法及び現行刑事訴訟法第224条（注：260条の誤記と思われる。）の判決の内容に関する規定は、短く簡易すぎる。」という。

る。裁判合議体は、審理で審査されていない、主観的な意見を押し付けたり、証拠を使用することはなかった。判決における結論は事件の客観的事実関係に適合した。各判決は犯罪行為、犯人、犯罪の結果、刑事責任の加重事由、軽減事由を正しく特定し、それに従って刑法の規定を適切に適用した。」とした上で、公判における被告人及び他の訴訟参加者の供述の内容等を記入するかどうかについて、異なる書き方が見られたと指摘している。

すなわち、「一部の裁判官は、公判で被告人及び他の参加者の供述を要約し、その後、犯罪を成立させる証拠、犯罪を免れさせる証拠を特定し、被告が犯罪を犯したかどうか、及びどのような犯罪を犯したかを評価した。刑法の条項に従い、犯罪の深刻さを分析し、被告人（各被告人）個人の役割を評価し、損害の認定、証拠物の取り扱いという、公判での争訟問題を分析及び評価した。一部の裁判官は、公判での争訟問題の分析と評価、無罪と証明する証拠、犯罪を証明する証拠、被告人が犯罪を犯したかどうか、及び刑法のどの条件の下でどの犯罪を犯したかを評価し、犯罪行為の深刻さの分析、被告人（各被告人）個人の役割の評価、損害の認定、証拠物の取り扱いを記載した。しかし、公判での被告人又は他の訴訟参加者の供述、又は検察官の意見を記録しない場合もあった。」と述べる。

6 刑事判決における「④決定」部分（別添1参照）

- (1) 「決定」部分について、本件書式によれば、刑訴法260条2項g号に規律される内容を記入することとされている。
- (2) トゥエン長官は、決定部分について、「被告人が犯罪を犯したと結論づける際、裁判合議体は罪に問われている根拠を引用し、その引用に基づいて相当する罰則を伴う刑罰を被告人に科す。一方、被告人に無罪宣告がなされた場合、判決には検察院の起訴を受け入れられない証拠及び根拠を提示する。」と述べた上で、罪名については異なる書き方が見られたことを指摘している。

すなわち、「判決の決定部分に、各被告人の刑罰程度と罪名を特定せずに刑罰を執行する期間（thời gian）を記載した裁判官もおり、罪名について具体的に記載した裁判官もいる。複数の被告人がいる事件の場合、刑罰を記載するために、複数の被告人に対して一つの条文を記載した裁判官がいる。そして、刑罰を記載するための被告人ごとに適用される条文を記載した裁判官もいる」と述べる。

7 判例との関係

以上のとおり、ベトナムの刑事判決も、民事判決と同様に、4つの構成要素からなるものである。このように作成される刑事判決であるが、現状では必ずしもこうした刑事判決がそのまま判例として選定されているわけではない。

すなわち、ICD NEWS 88号（2021年9月号）「ベトナムの判例についての覚書（1）—判例制度の現状と今後の課題—」（以下「覚書（1）」という。）で記載したとおり、ベトナムにおける判例は、改正判例手続議決に基づき判決・決定の中から選定されるプロセスを辿る。

本稿作成時点までに52件の判例が選定されているが、刑事判例はこのうち10件である¹⁴。

第3 ベトナムの刑事判例の構成及び実際の刑事判例について

- 1 以下では、刑事判例の特徴を概観していきたい。そもそも、ベトナムにおける判例について、改正判例手続議決¹⁵7条2項によると、判例の公布の内容につき、①判例の番号および名称、②判例となる内容を含む裁判所の判決・決定の番号及び名称、③判例の法的事実、法的解決、④判例に関連する法令の規定、⑤判例の法的事実、法的解決に関するキーワード¹⁶、⑥判例に関連する事実関係及び裁判所の判断¹⁷、⑦判例の内容と定められている。
- 2 刑事判例の構成についても、上記の定めに従い、概ね、次のとおりとなっている。

判例第XX/20XX/AL号¹⁸

〇〇について

20XX年X月XX日に最高人民裁判所裁判官評議会により承認され、最高人民裁判所の長官による20XX年X月XX日付決定第XX/QĐ-CA号¹⁹に基づき公布された。

判例源

被告人であるA (XXXX年生まれ) に対する「〇〇 (ex. . . . な殺人)」の事件に関する〇〇裁判所の20XX年X月X日付監督審決定第XX/20XX/XXX-XX号

- 被害者: XXXX年生まれのV)

判例内容の位置

「裁判所の認定」という部分の第〇段落、第〇段落

¹⁴ ベトナムでは、事件の種類は、通常、民事、商事経営、労働、行政、刑事と分類されている。本稿で「刑事」という場合、この分類に従っている。

2021年12月31日付けで、SPC長官決定54号により、新たなる9つの判例がされ、本稿作成時点までに計52の判例が選定されたことになった。52の内訳は、民事27、刑事10、行政3、経営商事1、婚姻家族1、労働1となっている。

¹⁵ 2019年6月18日付議決04/2019/NQ-HĐTP「判例の選定、公布及び適用手続に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決」。仮訳については、本議決の仮訳については、JICAベトナム六法又は法務省法務総合研究所国際協力部のウェブサイトをそれぞれ参照されたい。

¹⁶ 「判例の法的事実、法的解決」と訳したベトナム語は「Tinh huống pháp lý, giải pháp pháp lý của án lệ」である。前者については「法的状況」と訳すことも可能である。

¹⁷ 「判例に関連する事実関係及び裁判所の判断」と訳したベトナム語は「Các tình tiết trong vụ án và phán quyết của Tòa án có liên quan đến án lệ」である。

¹⁸ 最高人民裁判所によって選定された判例は、選定順に番号が付されている。たとえば20番の判例であれば「Án lệ số20/2018/AL」と表記される。具体的には「Án lệ (=判例) số (=No.) 20 (→選定順の番号) / 2018 (→選定年) / AL (→ベトナム語の「Án Lệ」の頭文字)」となる。判決において判例を引用する場合、この番号が記載されている。

¹⁹ 判決・決定は「ベトナム社会主義共和国」名義でなされるが、判例は最高裁長官による決定に基づく。「QĐ-CA」は「QĐ (QUYẾT ĐỊNH): 決定」及び「CA (CHÁNH ÁN): 長官」の略である。

判例内容の概要²⁰

－判例の事実

．．．．。

－法的解決

．．．．。

判例に関する法令の規定

XXXX年〇〇法第ZZ条

判例のキーワード

「．．．．」

事件の内容

XXXX年X月X日付起訴状及び〇〇判決により、事件の内容は、次のとおりである。

．．．．。

裁判所の認定

[1] Aは、．．．．。

[2] ．．．．。

[3] ．．．．。

上記を踏まえて、20XX年刑事訴訟法第XX条第X項第X号に基づき、

決定

1．．．．。

2．．．．。

判例の内容

「[1] ．．．．．．．．

[2] ．．．．。

」

3 以下では、3つの判決の概要と所感を簡単に記載したい。3つの判例の全文（仮訳）²¹については、別添2から4までのとおり、末尾に添付しているので、そちらも参照されたい。

●判例18－「殺人罪」における公務執行中の者を殺害する行為について－（別添2）

【事案の概要】²²

振り落としによる公務員に対する殺人罪（殺人未遂）に関する事件である。

被告人Hは、車両（トレーラーヘッド）を運転していたところ、交通警察課の道路

²⁰ 判例として先例性を示す部分は、「判例内容の概要」「判例の内容」に記載される。

²¹ 判例が掲載されている最高人民裁判所のHPはこちら。<https://anle.toaan.gov.vn/webcenter/portal/anle/home>

²² 「事案の概要」部分は筆者らによる要約である。以下同様。

パトロール隊員チームにより、速度違反を理由として車両を止めるよう指示されたが、その指示に従わず、言い争った。そこで、公務執行中の交通警察である被害者DDが、その車両のボンネット前の左側のミラーにしがみついたところ、被告人Hは、被害者DDを振り落として逃げるために、引き続き高速で運転し、突然左側に激しく方向を変換するなどして、結果、被害者DDを道路面に振り落とし、被害者DDは、外傷性脳損傷、足の骨折を受け、健康の40%の障害を受けた。被告人Tは、被告人Hの偽造運転免許証の取得に関与した者である。

本件では、被告人H（殺人未遂罪、機関・組織の資料の捏造行為）と被告人T（機関・組織の資料の捏造行為）の量刑が問題となった。第一審（ハティン省人民裁判所）は、被告人Hにつき「殺人罪」で懲役8年・「機関、組織の資料の捏造罪」で懲役2年、被告人Tにつき「機関、組織の資料の捏造罪」で懲役2年とした。被告人H及びTは、これらにつき、量刑が重すぎるとして控訴した。

結論として、第二審（ハノイ高級人民裁判所）は、被告人Hにつき「殺人罪」で懲役7年・「機関、組織の資料の捏造罪」で懲役2年、被告人Tにつき「機関、組織の資料の捏造罪」で懲役2年とするが執行猶予4年とした。

なお、関係する刑法の規定は、次のとおり（当時は1999年刑法93条1項d号であるが、2015年刑法123条1項d号が対応するので、2015年刑法を引用する。下線は筆者らによる。）。

刑法123条殺人罪

1. 以下の場合のいずれかに該当する殺人を犯した者は、12年以上20年以下の懲役、終身刑又は死刑に処す。
 - a) 2人以上を殺害した場合
 - b) 16歳未満の者を殺害した場合
 - c) 妊娠中と知りながら女性を殺害した場合
 - d) 公務執行中の者を殺害するか被害者の公務を理由として殺害した場合
 - dd) 自分の祖父、祖母、父、母、扶養者、教師を殺害した場合
 - e) 極めて重大な犯罪又は特別に極めて重大な犯罪の実行の直前又は直後に人を殺害した場合
 - g) 他の犯罪を実行又は隠匿するためである場合
 - h) 被害者の身体の一部を取るためである場合
 - i) 残虐に犯罪を実行した場合
 - k) 職業を利用した場合
 - l) 多数の人を死なせることができる方法によった場合
 - m) 人を雇って殺害させた、又は雇われて人を殺害した場合
 - n) 無法者的な性質を有する場合
 - o) 組織的である場合

- p) 危険な再犯の場合
 - q) 卑劣な動機のためである場合
2. 本条第1項に規定する場合に該当しない殺人罪を犯したときは、7年以上15年以下の懲役刑に処す。
 3. 本条の犯罪を準備した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
 4. 本条の犯罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職業又は仕事を禁じられ、1年以上5年以下の期間、保護観察又は居住禁止に処せられることがある。

【判例の事実】²³

被告人は、違反行為を処分するため、交通警察に停車を求められたが、それに服従せず、車を直接交通警察にぶつけるよう運転した。交通警察が車のミラーにしがみついているとき、被告人は高速で車を走り続け、交通警察を道路に振り落とすため、突然、車を中央分離帯に近づけるように方向を転換した。

交通警察は車から落ち、道路の、固い中央分離帯に衝突し、複数の怪我を負った。

【法的解決】²⁴

この場合、被告人は、「公務執行中の者を殺害する」という刑罰枠を定める事由により「殺人罪」で刑事責任を負わなければならない。

【判例公布の必要性】²⁵

判例公布の必要性について、次のとおり、説明されている。

「実務上、類似の行為、情状があるものの、罪を認定すること及び刑罰枠を認定することは同じでない。具体的には、以下の場合である：車両の運転手が交通警察官に違反を確認され、処分を受けるために立ち寄るように求められた際、運転手は反抗し、公務執行中の交通警察官に直接向かって車両を運転したため、公務執行中の人に怪我、健康の損害、又は死亡の結果をもたらす。場合によっては、訴訟遂行機関がそれは「故意による傷害」（傷害の結果に応じて）罪で起訴し、他の類似の事件では、「公務執行者に対する反抗罪」として認定し、他の場合は、1999年刑法第93条に基づく「殺人」として起訴し認定した。そのため、上記の行為では、訴訟遂行機関により罪を認定すること及び刑罰枠を認定することが、一方では、未だ整合しておらず、他方では、犯罪行為の犯罪構成に当てはまらず、犯罪者の主観的意識を適切に反映していない。さらに、訴訟遂行機関は、刑罰枠を決定する情状である「公務中の人間、又は被害者の公務を理由とした殺人」（1999年刑法第93条1項d号、2015年刑法（2017年修

²³ 各判例からの引用である。以下同様。

²⁴ 各判例からの引用である。以下同様。

²⁵ 「判例公布の必要性」の部分は、最高人民裁判所が発行する「判例及び評論」（*Án lệ và Bình luận*）からの引用である。本稿執筆時点で3巻まで公刊（非売品）され、1巻には判例1から16まで、2巻には判例17から29まで、3巻には判例30から39までが、それぞれ所収されている。

「判例及び評論」は、各判例につき、「Ⅰ. 判例に関連する法律上の規定」「Ⅱ. 判例公布の必要性」「Ⅲ. 判例の内容」という構成からなっている。ここで引用した「判例公布の必要性」は「Ⅱ. 判例公布の必要性」を転記したものであり、判例の選定理由が記述されている。

正、補充)第123条1項d号が符号する)、又は「公務を執行する人を妨害する目的又は被害者の公務を理由として妨害する目的」(1999年刑法第104条1項k号、2015年刑法(2017年修正、補充)第134条1項k号が符号する)と「公務執行者に対する反抗罪」(1999年刑法第257条、2015年刑法(2017年修正、補充)第330条が符号する)との間で誤ることがある。

この場合の判例を有することは、捜査、起訴、審理する際に罪を認定すること及び刑罰を認定することを整合させるために不可欠である。そして、関心を持つ主体である弁護士、被疑者、被告人などは、上記の類似の行為が、刑法のどの合法的な条項に基づき起訴及び審理されるべきかを予見することが可能である。

【所感】²⁶

- 争点は量刑であり、被告人Hも、第一審判決の殺人行為等を認めた上で、量刑の軽減を求めているものであるが、判例要旨は上記のとおりとなっている。すなわち、判例要旨と、実際の裁判での争点は必ずしも対応するものでないようである。
- 上記で引用した判例評論によれば、このような公務員への振り落とした行為をした際に、公務執行者に対する反抗罪²⁷(「公務執行者に対し、暴力、暴力で脅迫、又は他の手法を用いることにより公務執行中の者を妨害し、又はその者に違法行為への加担を強要した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。」) or 殺人罪(「以下に掲げる殺人を犯した者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。d)公務中の人間、又は被害者の公務を理由とした殺害」)を適用するかにつき、裁判官ごとに判断が分かれていたようである。そこで、この点につき、殺人罪を適用することが明らかになった点に意味がある判決とされている。このように、判例には、法令の統一適用に資することが期待されている。

●判例28—「精神を強く刺激された状態における殺人の罪」について—(別添3)

【事案の概要】

殺人罪の事案である。

被害者Qが、被告人Cに対し、お金を貸してくれと請うたところ、断られたことなどから、被害者Qは被告人Cに近づき、椅子から下に引っ張り被告人Cの首を挟むなどして、その上、体を反らせるような暴行を加えていた。それに対し、被告人Cが、ナイフで、被害者Qの胸を刺し、死亡させた。

第一審(ダックラック省人民裁判所)は、被告人Cにつき、1999年刑法95条(精神を強く刺激された状態における殺人の罪)の1項を適用し、懲役2年6月とした。被害者Qの適法な代表者Tと被告人Cのいずれも控訴した。被告人Cは、量刑の軽減を求めて、控訴した。

第二審(在ダナン高級人民裁判所)は、第一審判決を修正し、1999年刑法93条

²⁶ 以下、所感はいずれも仮訳を通じてのものである。

²⁷ 1999年刑法257条1項。なお、2015年刑法137条1項も参照。

(殺人罪) 2項を適用し、懲役7年とした。

監督審(最高人民裁判所)は、第二審判決を破棄し、第一審判決を維持した。

なお、関係する刑法の規定は、次のとおり(当時は1999年刑法95条1項であるが、2015年刑法125条1項が対応するので、2015年刑法を引用する。下線は筆者らによる)。

刑法第125条精神を強く刺激された状態における殺人の罪

1. 被害者がその者又はその者の親族に対して行われた重大な違法行為に強く精神を刺激されて殺人を行った者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、2人以上に対する殺人を行った者は、3年以上7年以下の懲役に処す。

【判例の事実】

被害者は、長時間、継続して被告人を攻撃する一連の違法な行為を行い、被告人が心理を抑制させられ、精神を刺激させられた。自制心を失った状態で、被告人は攻撃から逃げるためナイフで被害者を刺した。被告人は、自己が実施した行為の危険性と危険度を完全に認識していなかった。その結果、被害者が死亡した。

【法的解決】

この場合、被告人は、「精神を強く刺激された状態における殺人の罪」で刑事責任を追及されなければならない。

【判例公布の必要性】

判例公布の必要性につき、次のとおり、説明されている。

「精神を強く刺激された状態における殺人の罪」は1999年刑法第95条で規定される。これは、被害者が被告人に対して重大な違法行為を行ったため、刑事責任が軽減される殺人事件の一つである。「精神を強く刺激された状態における殺人」の罪のほか、刑法は、「正当防衛の範囲を超える殺人」の罪及び「被害者又は他人の違法行為によって精神を刺激された状態で犯罪が行われた場合」の減輕事由を有する「殺人」の罪について規定する。これらの罪は、複数の似た犯罪構成の兆候を持っている罪である。例えば、被害者が被告人に対して違法行為を行うこと、犯罪行為の結果は被害者が死亡すること等である。実際の審理から見ると、上記のうちどの罪を認定するのかは、犯罪構成の兆候を区別するのが比較的定性的であるため、非常に困難である。「精神を刺激された」と「精神を強く刺激された」との間で、又は「違法行為」と「重大な違法行為」との間で区別するのは難しい。そして、「精神を強く刺激された」と認定するための具体的な案内がなされていないため、同じ行為に関する多様な理解、評価につながり、それによって犯罪者の罪の認定の誤りを簡単にもたらす。

「正当防衛の範囲を超える殺人の罪」や「被害者又は他人の違法行為によって精神を刺激された状態で犯罪が行われた場合」の減輕事由を有する「殺人の罪」などの誤解し

やすい事件と区別するために、「精神を強く刺激された状態における殺人の罪」に関する一般的な案内を出すのは包括的でなく、事案の状況、具体的な内容に基づいて認定すべきである。したがって、最高人民裁判所が特定の刑事事件を解決、審理する実践から「精神を強く刺激された状態における殺人の罪」について判例第15/2017/AL号を選定し公布したのは、非常に必要である。」

【所感】

- 本判例から、「重大な違法行為」「強く刺激された」などのメルクマールを読み解くのは難しい。これらについて解釈を示しているわけではなく、日本に引き直すと、事例判断といえる。これまでの判例勉強会で見た判例の傾向からすると、判例全体として事例判断が多いと思われるが、こういう判例（事例判断）の積み重ねにより、メルクマールができてくるものと思われる。
- 適用される構成要件により、法定刑にかなり差があり、実際の結論も差がある。これは、ベトナムにおいて、計画的か、それとも、その場で決意して犯行に及んだか、という点で、責任非難の程度が異なることにも由来するものと思われる。
- 日本では、正当防衛や過剰防衛について議論されうる事案といえる。
- 本件では付帯私訴もあり、1億2260万ドン（約60万円）の賠償が認められている。死亡に対する賠償としては低額に過ぎないかと思われるが、ベトナムの賃金相場などを踏まえて、決定されているものと思われる。

●判例19—「財産横領罪」における奪取された財産の価値の確定について—（別添4）

【事案の概要】

財産横領罪の事案である。

被告人Nは、自己の管理する銀行支店の口座から、合計約4億7000万ドンを出金し、関係者Tに約2億5000万ドンを、Vに約2億2000万ドンを送金して、横領した。なお、約2億2000万ドンについては被害弁償がされたことから、ビンディン省人民検察院は、その点については被告人を起訴しなかった。

第一審（ビンディン省C市人民裁判所）は「財産横領罪」（刑法278条2項c号）で懲役3年とした。第二審（ビンディン省人民裁判所）も、同罪で懲役3年としたが執行猶予5年とした。最高人民裁判所長官が、最高人民裁判所刑事法廷の監督審合議体に対し、破棄請求をした。

監督審（最高人民裁判所）は、「法令の定めるところにより再捜査するため」に、第一審判決及び第二審判決をいずれも破棄した。また、「財産横領罪」についても、刑法278条3項a号（「2億ドン以上5億ドン未満の価値」）であって、量刑の幅は、15年以上20年以下であるとした。判旨の要旨は、「2億2000万ドンの金額につき、被告人Nは、その損害を回復した。しかし、人民検察院が、被告人が損害を回復したことを理由に起訴しないのは、犯罪を見落としたことになる。」というものである。

なお、関係する刑法の規定は、次のとおり（当時は1999年刑法278条2項であ

り、2015年刑法353条2項が対応するものの、規定が相当に異なる。よって、当時の1999年刑法を引用する。併せて、1999年刑法47条（2015年刑法54条に対応するが、相当に異なる。）も引用する。下線は筆者らによる。）。

刑法第278条 財産横領罪

1. 職務、権限を利用し、自らが管理の責務を有する50万ドン以上5,000万ドン以下の価値を持つ財産を横領した者、又は50万ドン未満ではあるが下記の場合の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 重大な被害を引き起こした。
 - b) その行為に対して懲戒処分を受けたにも関わらず違反した。
 - c) 本章A節で規定された罪の一により既に有罪判決を受けた、前科の抹消を受けず、また違反した。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的
 - b) 欺瞞、危険な手段を用いた。
 - c) 累犯
 - d) 5,000万ドン以上2億ドン未満の価値に相当する財産を略奪した。
 - dd) その他重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は、15年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 2億ドン以上5億ドン未満の価値に相当する財産を略奪した。
 - b) その他極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、懲役20年、無期懲役又は死刑に処す。
 - a) 5億ドン以上の価値に相当する財産を略奪した。
 - b) その他特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられ、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、本人の財産の一部又は、全部を没収されることがある。

刑法第47条 刑法で規定されている刑罰をより減輕する決定²⁸

本刑法の第46条1項に定める情状酌量が少なくとも二つある場合、裁判所は、法律で規定した条文における刑罰枠の最低限未満の刑罰を決定できるものの、この場合、その条文のより軽い隣接した刑罰枠でなければならず；法律の条文に刑罰枠が一つしかない場合、又はその刑罰枠が条文の最も軽い刑罰枠である場合、裁判所は刑罰枠の最低限未満の刑罰を決定でき、又は他のさらに軽い刑罰に変更できる。ただし、刑罰の減輕の理由を判決に明記しなければならない。

²⁸ 前記ベトナム六法の仮訳を、修正し改めた。

【判例の事実】

被告人は、銀行の管理における抜け穴を利用し、被告人が管理していた銀行の支店のファンドから預金の引き出し及び出金の手続を何度も直接行ったが、被告人は、実際にこの金員を誰にも引き渡さず、自ら使用した。

捜査過程において、被告人は、奪取した金額の一部を回復した。捜査過程において、被告人は、奪取した金額の一部を修復した。

【法的解決】

この場合、被告人は、「財産横領罪」で刑事責任を負わなければならない。被告人が奪取した財産の価値は、被告人が銀行の支店のファンドから預金の引き出し及び出金の手続きを偽造に行った全ての金額としなければならない（被告人が捜査過程で回復した金額を含む）。

【判例公布の必要性】

判例公布の必要性につき、次のとおり、説明されている。

「1999年刑法第278条の規定によると、「財産横領罪」は実質的構成（cấu thành vật chất）であり²⁹、犯罪者が財産を奪取すると犯罪が完了する。（犯罪行為の）結果は、「財産横領罪」の必要な要素（犯罪を成立させる要素）でなく、犯罪の完了の時点を確認し、刑罰枠及び刑罰の程度を認定する上でのみ意味がある。「財産横領罪」において、財産の奪取の程度、奪取する金額は、犯罪を違反と区別するための根拠であり、刑罰枠、刑罰の程度を決定するための根拠である。

「財産横領罪」に関する審理の実践は、捜査、起訴、審理する際、若干の捜査機関、検察院、裁判所が法律の認識及び適用が未だ不足していることを示している。特に、犯罪者が結果を部分的又は完全に回復した場合、完了した犯罪及び奪取の金額についてである。被告人による犯罪行為の危険性を正確に評価していなかったため、量刑の決定及び刑罰枠の根拠が正確に認定されず、犯罪を見落とすという重大な誤りにつながった。

判例第19/2018/AL号の事件において、被告人は、銀行管理の抜け穴を悪用し、詐欺的な手段によって、被告人が管理する銀行支店の資金から数回にわたって直接引き出してお金を支払ったものの、実際には誰にも支払っていない。ビンディン省人民検察院は、被告人が奪取した金額を一部回復し、銀行がお金を回収したと判断しているため、犯罪を起訴することはなく、適用される刑罰枠の誤った認定にもつながった。したがって、判例第19/2018/ALの発行及び公布は、こちらの犯罪の捜査、起訴及び審理に不可欠である。」

【所感】

- 横領の成立時期は、銀行からの引き出し時ではなく、他者への送金時という認定である。おそらく、ベトナムの通説的な見解によったものと思われる。
- 被害弁償額を除いても約2億5000万ドンの起訴であって、そもそも、刑法

²⁹（翻訳者注）「実質的構成」とは、行為の社会に対する危険性の高さに応じて、構成要件を分けて記載する犯罪の類型をいう。

278条3項a号の問題である。下級審が、刑法278条2項c号を適用したのか分からないところである。不合理な法令適用ともいえる³⁰。

- 刑事実体法の問題として「被害弁償がされた額まで横領が成立する（成立範囲）」について判示したものなのか、それとも、訴訟法的な問題（起訴便宜主義はないと思われる。）として人民検察院の起訴の不適切さを判示したものかは、必ずしも、一義的ではない。両方判示したものと読む余地もある。

第4 まとめ

- 1 以上、3件の刑事判例を見てきた限りであるが、同種かつ多発している問題を含む事例について、判例により統一的判断を示しているという点がうかがわれた。法令の統一適用の保障（憲法104条3項）の観点から判例制度が導入された経緯を踏まえると、その機能は果たされているといえる。

しかし、全体としてみると、多くが事例判例であって、解釈や一定の準則を示したと評価しうる判例は少ないように思える。

- 2 ICD NEWS 89号（2021年12月号）「ベトナムの判例についての覚書（2）—民事判例について—」でも記載したが、このような状況の中で、今後注目すべきは下級審や訴訟実務で判例がいかに活用されているかであろう。覚書（1）³¹で紹介したように、判例が引用・適用されている判決は2021年4月現在1021件となっている。

これら判決のうちいくつかについて勉強会で扱ったところ、判例を事案の判断に適用し結論を導いている判決も存在した。しかし、文字どおり判例の番号が「引用」されているだけで、なぜその判例が引用されているのか不明なものや、事案の内容からして無益的記載と思われるような判決もあった。

判例が出されて以降、下級審の類似の事案で判例は参照されているようであるが、今後も、下級審や訴訟実務においてこうした判例をどのように事案に適用していくのか等、判例がいかに活用されていくかが、上述した判例の在り方や適格性と関連して、課題になるように思われる。

判例勉強会の報告としての本連載は、これにて一旦終了となるが、今後も、JICA及び国際協力部は、ともに協力して、ベトナムの判例制度の発展に貢献していきたい。

³⁰ 汚職の可能性も指摘された。

³¹ 「ICD NEWS第88号（2021.9）」11頁以下。

書式番号第27-HS (2017年9月19日付最高人民裁判所の裁判官評議会の
議決第05/2017/NQ-HĐTP号とともに発行された)

(1) 裁判所

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

判決第 / (2) / HS - ST号

日付 - - (3)

ベトナム社会主義共和国の名により、
.....裁判所 (4)

- 第一審の裁判合議体の構成は、以下のとおりである: (5)

裁判官 - 裁判長

裁判官

人民参審員 (軍人) :

.....
.....
.....

- 公判での書記官 : (6)

-人民検察院の代表者⁷⁾が公判に出席した。

検察官

.....年.....月.....日⁽⁸⁾、.....において⁽⁹⁾、

.....年.....月.....日付公判開催決定の第...../...../ QDXXST-HSに基づいて、
.....年.....月.....日付事件受理決定の第...../...../ T L S T - H S 号刑事事
件について⁽¹²⁾以下の被告人 (各被告人) に対して第一審の公判⁽¹⁰⁾を開催する。

被告人⁽¹¹⁾

生年月日 :年.....月.....日、出生地 :

住所 :、職業 :、学位 :、民族 :

性別 :、宗教 :、国籍 :、両親 :

配偶者 :、子供 :、前科⁽¹²⁾ :、前歴 :

身元 :逮捕日、勾留日 : (13)

- 被告人の代理人⁽¹⁴⁾

生年月日 (又は年齢) :、居住地 :、職業 :

被告人.....の⁽¹⁵⁾

- 被告人の弁護人⁽¹⁶⁾

.....
- 被害者⁽¹⁷⁾

.....
- 被害者の代理人⁽¹⁸⁾

.....
- 民事原告⁽¹⁹⁾

.....
- 民事原告の合法的代理人⁽²⁰⁾

.....
- 民事被告⁽²¹⁾

.....
- 民事被告の合法的代理人⁽²²⁾

.....
- 事件に関連する権利、義務を有する者⁽²³⁾

.....
- 事件に関連する権利、義務を有する者の合法的代理人⁽²⁴⁾

.....
- 被害者の合法的権利義務の弁護人（民事原告、.....）⁽²⁵⁾

.....
- 他の訴訟参加人⁽²⁶⁾

.....
事件の内容：

事件書類における資料及び法廷における状況によれば、事件の内容の概要は、以下のとおりである：⁽²⁷⁾

.....
裁判所の認定

事件の内容、公判で争訟された事件記録の資料によれば、裁判合議体は、以下のとおりに認定する。⁽²⁸⁾

[1]

[2]

.....
以上の理由に基づいて、

決定

.....
.....に基づき、⁽²⁹⁾

⁽³⁰⁾

⁽³¹⁾

第27-HS書式の使用案内：

本使用案内書に添付されている第一審判決の書式は、刑事訴訟法の第254条、第260条及び第423条の精神に基づいて作成された。本使用案内書に添付されている第一審の刑事判決の書式は、第一審刑事事件を審理するときにすべての裁判所で使用される。以下は、添付の第一審判決の書式の使用に関する具体的な案内である：

(1) 及び(4) 県、郡、市、省所属都市の人民裁判所の場合、その郡、区、市社、省所属都市の人民裁判所の名前と所属する省、中央直轄都市の名前を記入する。(例：Nam Đản 県の人民裁判所、Nghệ An 省)。省、中央直轄都市の人民裁判所の場合、その省、中央直轄都市の人民裁判所の名前を記入する(例：ハノイ人民裁判所)。地域内の軍事裁判所の場合、その軍事裁判所の名前を記入するが、どこの軍区、どんな軍種に所属するのかを記入する(例：首都軍区裁判所)。

(2) 判決の番号、判決が発行された年を記入する(例：第16／2017／HS-ST号)

(3) 審理の結果を発表する年月日を記入する。1日で審理が終了する場合と数日にわたって審理された場合を区別せず、同様に記入する。

(5) 第一審の裁判合議体の構成員が3名の場合、裁判長の氏名のみを記入し、下の行の「裁判官」を削除する。人民参審員(軍人)の箇所は、人民参審員(軍人)の2名の氏名を記入する。第一審の裁判合議体の構成員が5名の場合、裁判長、一般の裁判官、人民参審員(軍人)の3名の氏名を記入する。裁判官の肩書を記入してはいけないことに注意すべきである。一般的な刑事事件においては、人民参審員(軍人)の肩書、職業を記入しないが、18歳未満の被告人の事件においては、人民参審員(軍人)の肩書、職業を記入する。軍事裁判所で解決される事件に対しては、「Ông (Bà)」¹の代わりに役職名を記入する。

(6) 公判書記官の氏名を記入し、また、(1)の案内のように、どこの裁判所の書記官であるのか、どこの裁判所の審査官²であるのかを明記する。

(7) (1)の案内のように検察院の名前を記入する。公判で公訴権の行使、審理の検察を行う検察官の氏名を記入する。

(8) 1日で審理が終了した場合、その日付を記入する(例：2017年7月15日)。2日間にわたって審理した場合、列挙する(例2017年3月2日、3日)。3日間以上にわたって連続的に審理した場合“…日から…日まで”と記入する(例：2017年10月6日から10日まで)。3日間以上にわたって審理していたが連続的ではなかった場合、その日付を記入する(例：2017年3月7日、8日及び15日)。審理が連続的であったが、翌月まで続いた場合、……月……日から……月……日までと記入する(例：2017年5月31日から6月2日まで)。連続しない場合、個別に記入する(例：2017年3月30日、31日及び4月4日、5日)

¹ (訳者注)「Ông (Bà)」は、Mr. (Ms.)を指す。

² (訳者注)「審査官」とは、裁判所書記官を5年以上務めた裁判所の専門公務員であり、裁判所長官又は副長官の指示に従って監督審、再審の段階で事件記録を審査し、審査の結論を出し、判決執行活動任務の実施を手助けし、その他の任務を実施するなどする者である(2014年人民裁判所組織法第93条及び2015年刑事訴訟法第48条)。

(9) 裁判所の所在地で裁判する場合、(1)(4)の案内のように記入するが、巡回裁判であれば、公判の場所を記入する。

(10) 非公開の裁判であれば、「公判」を「非公開裁判」に変える。

(11) 及び(12)には、被告人の氏名及び仮名、別名（ある場合）のすべてを記入する。被告人が18歳未満である場合、生年月日及び犯罪行為を行う日までの年齢を明記しなければならない（例：犯罪行為を行う日に被告人が16歳8か月15日であった）。被告人が18歳以上である場合、生年月日又は年齢、住所、居住地を記入する。前科に対しては、犯罪行為を行う日に前科が抹消してないことを確認できた後に記入する。前歴に対しては、毎回の行政処分、懲戒処分が適用されたことについて具体的に記入し、抹消しているか否かも明記する。被告人が法人である場合、その名前、本店住所、法定代理人の氏名、法人の前科、前歴及び他の必要な情報を記入する。公判に出席した場合、「出席」と記入し、欠席した場合、「欠席」と記入する。

(13) 被告人が逮捕され、暫定的に勾留された日を記入する。暫定留置、逮捕、暫定的に勾留された被告人に対しては、その日及び保釈された日を記入する。公判に出席した場合、「出席」と記入し、欠席した場合、「欠席」と記入する。

(14) 及び(15)被告人の合法代理人がいる場合、その被告人の氏名（例：被告 Nguyễn Văn A の合法代理人）、被告人との関係（例：被告の父親）を記入する。公判に出席した場合、「出席」と記入し、欠席した場合、「欠席」と記入する。

(16) 弁護人がある場合、その者の氏名と弁護される被告人の氏名を記入する。弁護人は弁護士であれば、法律事務所の名前及び所属する弁護士会の名前を記入する（例：H省の弁護士会に所属する Van Xuan 法律事務所の弁護士 Trần B 氏は、被告人 Nguyễn Văn C 氏を弁護する）。弁護士ではない場合、その者の職業、会社の名前を記入する（例：M省の法律専門協会の人民弁護人の Lê Thị M 氏は、被告人 Nguyễn Văn D 氏を弁護する）。公判に出席した場合、「出席」と記入し、欠席した場合、「欠席」と記入する。

(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(22)、(23) 及び(24) 訴訟参加人がある場合、その者の氏名、年齢、居住地を記入する。被害者が18歳未満の者であり、生命、健康、名誉、尊厳を侵害された場合、被害者の生年月日を明記しなければならない。公判に出席した場合、「出席」と記入し、欠席した場合、「欠席」と記入する。

(25) 被害者、民事原告、民事被告、事件に関連する権利、義務を有する者は、その弁護人がある場合、順番に彼らの氏名を記入する。当事者の権利を保護する者が弁護士である場合、法律事務所の名前及び所属する弁護士会の名前を記入する。弁護士ではない場合、その者の職業、会社の名前を記入する。公判に出席した場合、「出席」と記入し、欠席した場合、「欠席」と記入する。

(26) 証人である訴訟参加人がある場合、その者の氏名を記入する。訴訟参加人が鑑定人、財産価値鑑定人、通訳人、翻訳人である場合、その者の氏名、会社の名前を記入する。

(27) ここには、刑事訴訟法第260条2項b号及びc号に規律される内容を記入する。

(28) ここには、刑事訴訟法第260条2項d号、d号及びe号に規律される内容を記入する。ここでは、各段落の番号は〔 〕に入れられる。

(29) 具体的な場合に依じて、決定した根拠を明記する。

(30) ここには、刑事訴訟法第260条2項g号に規律される内容を記入する。

(31) 判決の最後には、評議室で採択された判決書に裁判合議体の構成員の全員の署名と捺印がなければならない（この判決書が事件記録に編綴される）。被告人、当事者、関連する機関、組織、個人及び検察院に送付される判決書に対しては、以下のように記入する。

宛先：

刑事訴訟法第262条に基づいて第一審の裁判所が判決を引き渡し、又は送信しなければならない場所及び要保管の場所

第一審の裁判合議体の代表

裁判長

(署名捺印)

(別添2：仮訳)

判例第18／2018／AL号

「殺人罪」における公務執行中の者を殺害する行為について

2018年10月17日に最高人民裁判所裁判官評議会により採択され、2018年11月6日付最高人民裁判所長官決定第269／QD－CA号に基づき公布された。

判例源

被告人である、1995年生まれ、本籍地がビンディン省D市C村であり、現在の住所がビンディン省D市C村B区であるファン・タンH（別名はDD）に対する、「殺人」事件に関する在ハノイ高級人民裁判所の2018年5月28日付第二審判決第331／2018／HS－PT号
—被害者：グエン・アインDD

判例内容の位置

「裁判所の認定」第1、第3段落

判例内容の概要

—判例の事実

被告人は、違反行為を処分するため、交通警察に停車を求められたが、それに服従せず、車を直接交通警察にぶつけるよう運転した。交通警察が車のミラーにしがみついているとき、被告人は高速で車を走り続け、交通警察を道路に振り落とすため、突然、車を中央分離帯に近づけるように方向を転換した。

交通警察は車から落ち、道路の、固い中央分離帯に衝突し、複数の怪我を負った。

—法的解決

この場合、被告人は、「公務執行中の者を殺害する」という刑罰枠を定める事由により「殺人罪」で刑事責任を負わなければならない。

判例に関連する法令の規定

—1999年刑法第93条第1項第d号（2015年刑法第123条第1項第d号が対応する）

判例のキーワード

「殺人罪」「交通警察」「公務執行中の者を殺害する」

事件の内容

ハティン省人民裁判所の起訴状及び第一審判決により、事件の内容は、次のとおりまと

められる。

1 殺人行為について

ハティン省公安の道路・鉄道交通警察課（PC67）の計画を実施するにあたって、2017年6月30日に、ヴォーホアンN、グエン・アインDD、レー・ホー・ヴィエットA及びズオンホアイNからなる道路パトロール隊員チーム（ヴォーホアンNがチームリーダーである。）は、1A国道のKm468からKm517まで道路をパトロールし、交通安全違反を処分する任務を遂行していた。ズオンホアイNは、ハティン省L県H村に所在するハティン市の枝道のKm11+450で、速度計測器第UX027957号を使用し、車両のスピードを測る任務を割り当てられた。ヴォーホアンN、グエン・アインDD及びレー・ホー・ヴィエットAは、ハティン省L県K村に所在する1A国道のKm488+650で、違反した車両を止め、検査し、制御し、処分する任務を有していた。

2017年6月30日に、トゥー・コンT及びファン・タンHは、ナンバープレートが77R-001.37である汎用フルトレーラーを引いている、ナンバープレートが77C-016.47であるトレーラーヘッドを南部から北部に運転していた。クアンビン省に到着したとき、トレーラーヘッドはファン・タンHが運転しており、トゥー・コンTは運転席で寝込んでいた。同日15時28分に、ファン・タンHがハティン市の枝道のKm11+450を運転してきた時、ズオンホアイNは、速度計測器でトレーラーヘッドのスピードを検査し、Hが運転しているトレーラーヘッドが66/60km/hで速度制限を違反したと発見した。それを処分するため、1A国道のKm488+700で任務を遂行している道路パトロール隊員チームに対し、違反の通知及び画像を携帯電話のメッセージで送信した。

同日16時5分に、ファン・タンHが運転しているナンバープレート77C-016.47のトレーラーヘッドが、ハティン省L県K村に所在する1A国道のKm488+650に到着した時、ハティン省公安の道路パトロール隊員チームにより、停車の指示を受けた。グエン・アインDDは、ファン・タンHに対し違反を通知し、違反の画像を見せ、運転免許証を提示することを求めた。しかし、ファン・タンHは、自己の車両が速度制限に違反しないと主張し、運転免許証を提示せず、DDとその他のパトロール隊員と言い争った。ファン・タンHは同時に、車両の速度を表示する携帯電話を取り出し比較した。道路パトロール隊員チームが説明したが、ファン・タンHはそれを受け入れず、引き続き言い争っていた。その後、トレーラーヘッドに戻り、ドアを閉めた（トレーラーヘッドはエンジンがかかっている。）。その時、レー・ホー・ヴィエットAは、ナンバープレート77C-016.47のトレーラーヘッドの先頭の右側の前方に立っており、グエン・アインDDは、トレーラーヘッドの先頭から1mぐらいの距離がある左側の前方に立っており、ファン・タンHに対し、トレーラーヘッドを走らせないようにすることを指示していた。しかしファン・タンHは、指示に服従せず、逃げるため、突然トレーラーヘッドを車の前に立っていたレー・ホー・ヴィエットA及びグエン・アインDDに車を運

転して逃げ出した。レー・ホー・ヴィエットAは、右側の路側帯に飛び出し避けることができたのに対し、グエン・アインDDは、避けるのに間に合わなかったため、トレーラーヘッドのボンネット前の左側のミラーを掴んだ。フアン・タンHは、グエン・アインDDがミラーにしがみついているのを見たものの、引き続き車両のスピードを上げていった。1A国道のKm488+250（出発点から400mぐらい）に到着したとき、フアン・タンHが運転しているトレーラーヘッドは、右車線で走っており、前方に障害物及び同じ方向の車両がなかったにもかかわらず、Hは突然左側に激しく車両の方向を変換し、車両の先頭を固い中央分離帯に近づけた。その目的は、グエン・アインDDを振り落とし、逃げるためであった。その時、グエン・アインDDは、両手でミラーを握っているにすぎず、足を支えるものがなかったため、車両の方向が突然変換されたとき、車両から落ち、固い中央分離帯に衝突し、道路面に落下した。

フアン・タンHは、突然運転方向を転換し、グエン・アインDDを道路に振り落とした後、トレーラーヘッドを止めず、引き続き逃げるため運転し、道路パトロール隊員チームの停止指示に服従しなかった。1A国道のKm488で、ハティン省公安の交通警察に専用車で止められたとき、フアン・タンHはトレーラーヘッドを止めたが、警察の指示に服従せず、車両から降り、引き続き公務執行者と言い争ってからまた車両に戻りドアを閉めた。その後、トレーラーヘッドを道路の横に止め、交通を遮った。L県の公安は、ハティン省交通警察課と協力し、フアン・タンHに対し、トレーラーヘッドを路側帯側に移動することを強制し、違反を処分するためフアン・タンHをL県公安の本庁に連れて行った。

結果：グエン・アインDDが重傷を負い、ホンリン村の総合病院に救急へ運ばれた。その後、ベトナム・ドイツ友好病院で治療を受け、2017年7月10日にハティン省の総合病院に転院し、2017年7月18日に退院した。

フアン・タンHが上記の行為を実施している間、住居地がハノイ市N区M通り102号であり、ナンバープレート37A-304.84のマイリントクシーの乗客であったチャンチュンDDが携帯電話でそれを録画した。

－グエン・アインDDの傷害につき、ハティン省法医センターによる2017年9月18日付傷害の法医鑑定結論書第78号では、次のことが確定された。

+外傷性脳損傷：左前頭葉の脳柔組織が傷害を受け、右頭頂骨が割れた。

+頭の上部に2.5cm×0.2cmの傷跡、右側の側頭葉に1.5cm×0.2cmの傷跡が残った。

+X線：左の腓骨の3分の1が折れたの画像

結論：現在の身体的負傷の割合は40%である（法医鑑定結論書139頁、140頁）。捜査過程において、フアン・タンHは次のように陳述した。Hが運転した車両は速度違反せず、ナンバープレート77C-016.47のトレーラーヘッドに付いているドライブレコーダー第VTR01号は、ハティン市の枝道に走っているとき、ナンバープレート77C-016.47のトレーラーヘッドの速度は60km/h以下と反映していた。し

かし、ナンバープレート77C-016.47のトレーラーヘッドに付いているドライブレコーダー第VTR01号は、2011年3月8日付交通運輸省公文書第08/2011/TT-BGTVT号と共に発行された基準第QCVN31:2001/GTVT号を満たしているものの、5kmの誤差が生じており、10秒ごとに1回車速をアーデットするものである。一方で、車両の速度計測器第UX027957号は、2016年9月29日付ベトナム国家計量機関（VMI）による鑑定証明書第V08.KD.525.16号に基づき鑑定されたものである。その計量技術の特徴は、測定範囲が8-320km/hであり、精度が2km/hであり、走っている車両の速度を直接測るというものである。

この事件において、ファン・タンHは、公務執行者の指示に服従し、運転免許証を提示しなければならず、処分結果に同意しない場合、不服申立てを行うことができる。しかし、偽造の運転免許証を使用していることを発見されると心配したため、ファン・タンHは指示を服従せず、犯罪を起こしたのである。

2 機関・組織の資料の偽造行為について

2016年10月ごろ、ファン・タンH（C級運転免許証を保有。）は、トゥー・コンTにトレーラーヘッドの運転アシスタントとして雇用され、Tと一緒に品物を運送している。運転アシスタントとして勤める際、トゥー・コンTは、Hがトレーラーヘッドを運転することができると思っていたが、ファン・タンHは、FC級運転免許証を取得できる年齢になっていない。2017年2月ごろ、トゥー・コンTは、ファン・タンHの写真を持ちハイフォンにいる知らない人に連絡し、250万ドンで、記号520144004729で、リユー・ヴァンC名義で、ファン・タンHの写真が貼っている偽造のFC級運転免許証の1枚の作成を依頼した。Tは、Hが管轄機関から検査を受けるとき、管轄機関を騙すのに使用するためHにそれを渡した。

2017年6月30日に、L県公安の捜査警察機関から検査を受ける時、ファン・タンHは、リユーヴァンC名義（1991年生まれ、ビンディン省D県O町に居住する）のFC級偽造運転免許証を提示した。また、捜査機関を騙すために、ファン・タンH及びトゥー・コンTのいずれも、Hの名前がリユーヴァンCであると陳述した。そのため、L県公安の捜査警察機関は、リユーヴァンCとの偽造名義でファン・タンHに対し訴訟決定を発行した。

捜査過程において、次のことも確定した。2017年4月22日の16時50分にクアンガイ省に所在する1A国道のKm1060+400で、ファン・タンHは、ナンバープレート77R-014.65の汎用フルトレーラーを引いているナンバープレート77C-103.69のトレーラーヘッドを運転し、「ウィンカーを出さない方向転換」の違反を犯したが、クアンガイ省公安の交通警察課の道路パトロール隊員チームを騙すため、記号520144004728であり、リユーヴァンCの名義の偽造運転免許証を使用した。

－2017年7月5日付ハティン公安の刑事技術課の鑑定結論書第10号では、次のことが確定された。2015年11月18日に発行された記号520144004728

で、リユーヴァンC名義（生年月日が1991年6月10日、ビンディン省D県O町に居住する）の運転免許証は、偽造運転免許証である（91頁）。

採取した証拠物は、

－ FREIGHTLINER ブランド、ナンバープレート77C-016.47、モデルコードCL120064S、レッドカーラ、エンジン番号0933U0841843、識別番号6CV36LX06844であるトレーラーヘッドの1台及び関連する書類

－ 番号520144004729、FC級、リユーヴァンC名義の偽造運転免許証（プラチックカード）の1枚

－ ビンディン省交通運輸局により発行された、番号5201600087、C級、ファン・タンH名義の運転免許証（プラチックカード）の1枚

－ ビンディン省公安により発行された、番号215341305、ファン・タンH名義の身分証明書の1枚

－ ARBUTUS ブランド、黄色、タッチスクリーン、IMEI番号355052654004631、355052654004649、使用済みの携帯電話の1台

－ 長さが37分のIMG-1245. MOVビデオのファイルを保存している、Kingston ブランド、容量が8GB、表面にDT101G2が記載してあるUSBの1台

－ 長さが2分の58秒のIMG-0507. MOVビデオ及び長さが3分4秒のIMG-0509. MOVビデオのファイルを保存している、Apacer ブランド、容量が8GBのUSBの1台

－ 長さが5分10秒のIMG-1689. MOVビデオのファイルを保存している Kingston ブランド、容量8GB、表面にDT101G2が記載してあるUSBの1台

ハティン省公安の捜査警察機関は、ナンバープレート77C-016.47のトレーラーヘッド及び関連する書類をその所有者であるT運輸及び総合商業有限責任会社に返却した。USB3台が事件書類に保留され、その他の証拠物が管理するため、ハティン省民事判決執行局に送付された。

上記の行為につき、2017年10月13日付起訴状第35/CTr-KSDTで、ハティン省人民検察院は、刑法第93条1項d号に基づき、ファン・タンHを「殺人罪」で起訴した。また、刑法第267条2項b号に基づき、トゥー・コンTを「機関、組織の資料の捏造罪」で起訴した。

2017年12月26日付第一審刑事判決第39/2017/HSS T号で、ハティン省人民裁判所は、次のとおり決定した。

1 被告人であるファン・タンHが、「殺人罪」及び「機関、組織の資料の捏造罪」を犯し、トゥー・コンTが、「機関、組織の資料の捏造罪」を犯したと決定した。

－ 1999年刑法第93条1項d号、第52条3項、第267条2項b号、第46条1

項b号及びp号、第2項、第47条を適用し、ファン・タンHを「殺人罪」で懲役8年に、「機関、組織の資料の捏造罪」で懲役2年に処した。

刑法第50条1項を適用し、ファン・タンHの2つの犯罪についての刑罰を併合し、ファン・タンHに懲役10年を受けさせる。懲役刑の執行期間は、留置日・勾留日（2017年6月30日）から計算する。

－1999年刑法第267条2項b号、第46条2項を適用し、トゥー・コンTを懲役2年に処する。懲役刑の執行期間は、被告人が判決を執行する日から計算する。

その他、第一審裁判所は、法律の規定により、証拠物の処分、第一審刑事判決の費用、控訴権の通知につき決定した。

2018年1月3日に、ファン・タンHは控訴し刑罰の軽減を請求し、トゥー・コンTは、控訴し刑罰の軽減及び執行猶予を受けることを請求した。

公判で、ファン・タンHは、上記の殺人行為及び機関、組織の資料の捏造行為を全部認めた。被告人は、第一審裁判所の刑罰が重すぎると述べ、裁判合議体に対し刑罰を検討し、軽減することを請求した。トゥー・コンTは、上記の組織の資料の捏造行為を全部認めた。被告人は、初めて罪を犯したのであり、それが重大でない場合に該当していること、真摯に自白し、後悔し、改悔しおり、損害を賠償したこと、被告人の家庭事情が困難であることのため、被告人が地元で矯正することを検討するように裁判合議体に請求した。

在ハノイ高級人民検察院の代表は、事件解決につき、次のとおり意見を述べた。ファン・タンHが刑法第93条1項d号、第267条2項b号で定める「殺人罪」及び「機関、組織の資料の捏造罪」を犯したと結論するための証拠は十分である。

トゥー・コンTにつき、被告人は、刑法第267条2項b号に定める「機関、組織の資料の捏造罪」を犯した。

被告人らの犯罪行為の性質及び重大さを評価し、経歴、刑事責任の軽減事由を検討した後、在ハノイ高級人民検察院の代表は、裁判合議体に対し、ファン・タンHの控訴を認容せず、第一審判決の決定を維持するよう申請した。また、トゥー・コンTの控訴を認容し、刑罰を維持するが執行猶予を受けさせ、試行期間を法令の定めるところにより、決定するよう申請した。

ファン・タンHの弁護士は、次のとおり意見を述べた。罪名及び刑罰枠に異存はないが、第46条1項b号、第p号、2項、第47条の定めるところにより、軽減事由を適用し、ファン・タンHに対する刑罰を軽減するよう請求した。

弁論において、高級人民検察院の代表、弁護士及び被告人は、自己の意見を維持した。

裁判所の認定

[1] ファン・タンH及びトゥー・コンTの陳述は、被害者、証人、鑑定結論及び事件の書類におけるその他の資料に適合した。そのため、次のことを結論するための証拠は十分である。2017年6月30日の16時5分ごろに、ファン・タンHは、ナ

ナンバープレート77R-001.37の汎用フルトレーラーを引いているナンバープレート77C-016.47のトレーラーヘッドを運転し、ハティン省L県K村に所在する1A国道のkm 488 + 650に到着した時、ハティン省公安の交通警察課の道路パトロール隊員チームにより、速度の違反(66/60 km/h)を理由として車両を止められた。フアン・タンHは、速度に違反しないと主張しその指示を従わず言い争った。また、車両の前に立っていた、公務執行中の交通警察であるグエン・アインDD及びレー・ホー・ヴィエットAに向け直接に車両を運転した。レー・ホー・ヴィエットAは、路側帯に飛び出し避けることができたのに対し、グエン・アインDDは、車両のボンネット前の左側のミラーにしがみつかなければならない。フアン・タンHは引き続き高速で運転し、グエン・アインDDを振り落とし、逃げるため、突然左側に激しく方向を変換し、車両の頭を固い中央分離帯に近づけた。結果、グエン・アインDDは、車両から落ち、固い中央分離帯に衝突し、道路面に落下した。グエン・アインDDは、外傷性脳損傷、足の骨折を受け、健康の40%の障害を受けた。

- [2] フアン・タンH及びトゥー・コンTは、次の犯罪行為を犯した。トゥー・コンTは、フアン・タンHがFC級運転免許証を持っておらず、FC級運転免許証を取得できるための年齢になっていないと知っているが、ハイフォンにいる者(Tは氏名と住所を知らない。)に、偽造のFC級運転免許証の作成をお願いした。それは、番号520144004729であり、フアン・タンHの写真が貼ってあるが、リユーヴァンCの名義である。Tは、Hが運転する際に管轄機関を騙すため、Hにそれを渡した。トゥー・コンTから偽造運転免許証を受けた時から、フアン・タンHは、2度それをもってクアングアイ省の交通警察及びハティン省L県公安を騙した。フアン・タンHが偽造運転免許証を使用し、管轄機関を騙す行為について、トゥー・コンTは知っている。
- [3] 上記の犯罪行為があったため、第一審裁判所は、1999年刑法第93条第1項第d号、第267条第2項第b号に定める「殺人罪」及び「機関、組織の資料の捏造罪」でフアン・タンHを審理した。このことには根拠があり、適法である。
- [4] トゥー・コンTを1999年刑法第267条第2項第b号に定める「機関、組織の資料の捏造罪」で審理したことには根拠があり、適法である。
- [5] 裁判合議体は、フアン・タンH及びトゥー・コンTの控訴を検討し、次のとおり考える。フアン・タンHが実施した殺人行為は、危険であり、他人の生命を直接害し、公共交通の秩序・安全に悪影響を与えた。
- [6] トゥー・コンT及びフアン・タンHが実施した機関、組織の資料の捏造行為は、行政管理秩序を害したため、法令の前に厳格に処分されなければならない。
- [7] 被告人であるフアン・タンHは、経歴がよく、前科を有しない。捜査過程及び公判では真摯に自白し、後悔し、改悛している。影響を克服するため自発的に被害者に損害を賠償し、被害者から刑罰を軽減する請求があった。被告人の生活状況は困難であ

り、地元の貧困家庭である。被告人が実施した犯罪行為は、「犯罪未遂」の場合に該当する。また、被告人の祖父は、革命功労者であり、傷病兵としての制度を受けている。このように、ファン・タンHは、1999年刑法第46条1項b号、p号及び2項に定める軽減事由を受ける対象となる。そのため、「殺人罪」につき、被告人に刑罰を軽減する根拠があるが、「機関、組織の資料の捏造罪」についての刑罰を維持する。

[8] 被告人であるトゥー・コンTにつき、経歴がよく、前科を有しない。真摯に自白し、後悔し、改悛している。影響を克服するため、ファン・タンHの家族と一緒に被害者に損害を賠償した。被告人は、生活状況が困難であり、家族の主要な労働者である。被告人は明確な居住地を持っている。被告人は懲役を服する必要がなく、地元で矯正するのみでも、被告人を教育し、一般的な犯罪を防止することができる。そのため、トゥー・コンTの控訴を認容するための根拠は十分である。

[9] 控訴、異議申立てが行われない第一審判決のその他の決定は、控訴、異議申立ての期間が満了した日から法的効力を有する。

[10] ファン・タンH及びトゥー・コンTは、第二審刑事判決費用を負担しない。
上記を踏まえて

2015年刑事訴訟法第355条1項b号、第357条1項e号に基づき、

決定

1 ファン・タンHの控訴の一部を認容し、第一審判決を修正する。

1999年刑法第93条1項d号、第267条2項b号、第18条、第52条3項（殺人罪）、第46条1項b号、p号、2項、第47条、第50条1項に基づき、ファン・タンHを「殺人罪」で懲役7年に処し、「機関、組織の資料の捏造罪」で懲役2年に処する。懲役刑の執行期間は、2017年6月30日から計算する。

2 トゥー・コンTの控訴を認容し、第一審判決を修正する。

1999年刑法第267条2項b号、第46条1項b号、p号、2項、第60条に基づき、トゥー・コンTを「機関、組織の資料の捏造罪」で懲役2年に処するが、執行猶予を受けさせ、試行期間は、第二審判決を下した日から4年である。試行期間において、O町（ビンディン省D県）人民委員会は、トゥー・コンTを管理、教育する。

執行猶予を受けた者が、居住地を変更した場合、刑事執行法第69条1項の定めるところにより、実施する。

3 控訴、異議申し立てが行われない第一審判決のその他の決定は、控訴、異議申し立ての期間が満了した日から法的効力を有する。

第二審判決は、判決を下した日から法的効力を有する。

判例の内容

「[1] ファン・タンH及びトゥー・コンTの陳述は、被害者、証人、鑑定結論及び事件

の書類におけるその他の資料に適合した。そのため、次のことを結論するための証拠は十分である。2017年6月30日の16時5分ごろに、ファン・タンHは、ナンバープレート77R-001.37の汎用フルトレーラーを引いているナンバープレート77C-016.47のトレーラーヘッドを運転し、ハティン省L県K村に所在する1A国道のkm 488 + 650に到着した時、ハティン省公安の交通警察課の道路パトロール隊員チームにより、速度の違反（66/60 km/h）を理由として車両を止められた。ファン・タンHは、速度に違反しないと主張しその指示を従わず言い争った。また、車両の前に立っていた、公務執行中の交通警察であるグエン・アインDD及びレー・ホー・ヴィエットAに向け直接に車両を運転した。レー・ホー・ヴィエットAは、路側帯に飛び出し避けることができたのに対し、グエン・アインDDは、車両のボンネット前の左側のミラーにしがみつかなければならない。ファン・タンHは引き続き高速で運転し、グエン・アインDDを振り落とし、逃げるため、突然左側に激しく方向を変換し、車両の頭を固い中央分離帯に近づけた。結果、グエン・アインDDは、車両から落ち、固い中央分離帯に衝突し、道路面に落下した。グエン・アインDDは、外傷性脳損傷、足の骨折を受け、健康の40%の障害を受けた。

[3] 上記の犯罪行為があったため、第一審裁判所は、1999年刑法第93条第1項第d号、第267条第2項第b号に定める「殺人罪」及び「機関、組織の資料の捏造罪」でファン・タンHを審理した。このことは、根拠があり、適法である。」

(別添3：仮訳)

判例第28／2019／AL号
「精神を強く刺激された状態における殺人の罪」について

2019年8月22日に最高人民裁判所裁判官評議会により採択され、2019年9月9日付最高人民裁判所長官決定第293／QD－CA号に基づき公布された。

判例源

被告人であるチャン・ヴァンC（1991年生まれ）に対する「精神を強く刺激された状態における殺人」の事件に関する最高人民裁判所の裁判官評議会の2018年9月25日付監督審決定第16／2018／HS－GD T号

－被害者：1994年生まれのグエン・ホンQ（死亡した。）

判例内容の位置

「裁判所の認定」第1段落

判例内容の概要

－判例の事実

被害者は、長時間、継続して被告人を攻撃する一連の違法な行為を行い、被告人が心理を抑制させられ、精神を刺激させられた。自制心を失った状態で、被告人は攻撃から逃げるためナイフで被害者を刺した。被告人は、自己が実施した行為の危険性と危険度を完全に認識していなかった。その結果、被害者が死亡した。

－法的解決

この場合、被告人は、「精神を強く刺激された状態における殺人の罪」で刑事責任を追究されなければならない。

判例に関する法令の規定

－1999年刑法第95条1項（2015年刑法第125条第1項が対応する。）

判例のキーワード

「精神を強く刺激された状態における殺人」「精神につき強く刺激を受けた」「自制心を失った状態」

事件の内容

2016年11月3日23時30分頃、チャン・ヴァンCは、ダックラック省K県N村1A区にある「スス」インターネットショップでゲームをしていた時、友達であるグエン・ホンQは、Cに電話し、どこにいるのか聞いていた。Cがインターネットショップで

ゲームをしていることを知ったとき、Qがそこに来て6番のゲーム機でゲームをしていた。ゲームをしている間、Qは何度もCのところに行って、お金を貸すよう頼んだが、Cにお金がないと言われた。しばらくして、Qは、2台の携帯電話をCのところを持って行き、Cにその携帯電話に質権を設定しお金を借りるつもりであったが、Cの同意を得られなかったので、Qは自己のところに戻りゲームを続けていた。

約15分後、QはCのところに行き、「私を信じていないのか。助けてくれ」と言った。Cは「本当にお金がない。ゲームをしているから、他のところに行ってくれ」と答えた。Qは「くそつたれ。私の顔を覚えておけよ」とののしった。Cはそれを聞いても何も言わず、Qは自己のところに戻った。数分後、Qは、Cのところに行き、右手でCの左頬を強く殴り、Cは、血を出した。殴られたため、Cは怒り、机の上の2台のコンピュータの間にあるタイナイフを取り、右手でナイフを持ち、椅子の上に乗った。Qはそれを見て駆け寄り、Cはナイフを前後に振り、Qの顔に当たり、Qは出血した。Qは両手でCを椅子から下に引っ張り、両手でCの首をつかんで、その後、Qは手を使って、Cの頭がQの背中後ろにあり、Cの手、体、足がQの体の前にある位置に、Cの首を固定した。

Qに首を絞められているCは、左手でQの右腰を掴み、右手でタイのナイフを持ってQの胸を刺した。ゲームをしていたグエンハイQ1は、それを見て、Cの手からナイフを取り外し、店の隅に投げた。Qは床に倒れ、Cと店内にいた数人は、Qを病院へ救急治療に運んだ。Qは2016年11月4日に死亡した。その直後、CはK県警察に出頭に行った。

グエン・ホンQの検死の結果は次のことを記載している。左額の領域で眉の上に、0.7cmの長さの裂け目がある。鼻の先には、長さ2cm、深さ0.4cmの裂け目がある。上唇に右の裂け目から3cm離れた地位に、長さ2cmの裂け目がある。右口唇に、長さ3cm、深さ0.8cmの裂け目がある。3つの裂け目は、上から下、左から右に不連続な直線となっている。右胸は右乳首から下3.5cm、胸骨の中線から9cm離れた場所で、長さ1.3cmの水平方向の裂け目がある。左胸には、左踵から120cm、胸骨の中線から5cmから離れた場所で、長さ2.5cm、幅1cm、左から右、前から後ろ、外側から内側までの水平方向の裂け目がある。

2016年11月24日に日付検死法医鑑定結論第714/QDPY号で、ダックラック省警察の刑事技術部は、次のとおり結論した。グエン・ホンQの死亡原因は、左胸の刺し傷のためであり、それが心臓の障害を生じさせ、心停止及び心不全と不可逆的な急性循環不全の失血を発生させた。

ダックラック省の法医センターの2017年1月4日付怪我法医結論第113/PY-TgT号は、チャン・ヴァンCが、左頬で2%の負傷を負ったと結論している。

第一審の審理の前に、チャン・ヴァンCは、被害者の遺族に9500万ドンを賠償した。

2017年5月9日付第一審刑事判決第14/2017/HSS T号で、ダックラック

省人民裁判所は、刑法第95条第1項、第46条第1項及び第2項第b号、第h号、第p号を適用し、「精神を強く刺激された状態における殺人の罪」でチャン・ヴァンCを懲役2年6か月に処した。また、刑法第42条、民法第606条及び第610条を適用し、Cが被害者の遺族に対し1億2260万ドンを賠償しなければならないことを命じた。すでに9500万ドンを賠償したため、追加して2760万ドンを賠償しなければならない。それに加え、グエン・ホンMに対し、1か月60万ドンの養育費を支給すべきである。グエン・ホンQの生まれたばかりの子につき、ライ・ティ・ミンTは、養育費を請求するため、別の民事事件で訴訟を提起する権利を有する。

その他、第一審裁判所は、証拠物の処分、訴訟費用及び法令に定める控訴権につき、決定した。

2017年5月22日に、被害者の合法的な代表者であるライ・ティ・ミンTは控訴をした。Tは、チャン・ヴァンCに対し刑法第93条第2項を適用し厳罰化を要請した。それと同時に、ホンMに対する養育費の増加、Qの生まれた子であるハイDD（2017年4月29日に生まれ）に対する養育費の責任の確定を要請した。

2017年5月24日に、チャン・ヴァンCは、刑罰の軽減を要請するため、控訴をした。

2017年8月10日付控訴審刑事判決第200/2017/HSP T号で、在ダナン高級人民裁判所は、刑事訴訟法第248条第2項第a号、第b号、第c号及び第249条第3項に基づき、

- チャン・ヴァンCの控訴を認容しなかった。
- 被害者の合法的な代表者の控訴を認容した。

+ 刑事責任につき、第一審判決を次のように修正した。第93条第2項、第46条第1項及び第2項第b号と第p号を適用し、「殺人罪」でチャン・ヴァンCを懲役7年に処した。

+ 被害者の子に対する養育費の支給に関する部分で、第一審判決の一部を破棄した。法律の規定に基づく、再び解決を行うため、事件記録をダックラック省人民裁判所に送付した。

2017年9月14日付判決第47/2017/HSS T号で、ダックラック省人民裁判所は、次のことを決定した。チャン・ヴァンCは、グエン・ホンMとグエン・ハイDDに対し、1か月一人65万ドンの養育費を支給しなければならない。

2018年5月22日付監督審の異議申立決定第15/2018/KN-HS号で、最高人民裁判所長官は、在ダナン高級人民裁判所の2017年8月10日付控訴審刑事判決第200/2017/HSP T号に対し、異議申立てを決定した。また最高人民裁判所の裁判官評議会に対し監督審の審理を行うこと、チャン・ヴァンCに対する刑事責任の部分で上記の控訴審判決を破棄すること、再び控訴審の審理を行うため、事件記録を在ダナン高級人民裁判所に送付することを要請した。

監督審の公判で、最高人民検察院の代表は、最高人民裁判所長官の監督審の異議申立て

に一致した。最高人民裁判所裁判官評議会に対し、チャン・ヴァンCの罪名と刑罰につき、控訴審判決を破棄し、第一審判決の決定を維持することを要請した。

裁判所の認定

[1] 罪名について：

証人であるレー・ヒュー・N1、グエン・ヴァン・N2の供述に合致しているチャン・ヴァンCの供述に基づき、事件が起こった原因は、被害者であるグエン・ホンQにあった。Qは、チャン・ヴァンCに攻撃した一連の行為を行った。例えば、Cに対しお金を借りることを頼んだ時、Cがお金ないと答えたら、QはCを罵った。Cが反応しないとき、QはCのところに行き、Cの顔を殴った（負傷2%）。Qに殴られた後、Cは、ナイフ（フルーツナイフ、机に置いてあった）を取って、椅子に乗り立ち、ナイフを前後に振った（この行為は、CがQを攻撃するためでなく、Qからの攻撃を阻止するためであったと表している。）。しかし、Cがナイフを持っていることを分かっているにもかかわらず、Qは、駆け寄り、Cを椅子から下に引っ張り、Cの首を挟んだ。頭がQの背中後ろにあり、Cの手、体、足がQの体の前にある位置に固定されている状況の下にあるCは、右手でタイのナイフを使ってQの胸を刺した。Qは死亡した。この場合、被害者は、先に被告人を先に攻撃した者である。被害者の攻撃行為は、連続で、激しさが増しつつあった。被害者の行為は、違法であり、被告人の身体の安全に害するものである。精神を刺激され、状態自制心を失って、自己が実施した行為の危険性と危険度を完全に認識していなかった状態の下で、被告人は攻撃から逃げるためナイフで被害者の胸を刺した。そのため、チャン・ヴァンCは精神を強く刺激されたと認定するための根拠が十分である。第一審裁判所が、チャン・ヴァンCを「精神を強く刺激された状態における殺人の罪」で判決を受けさせたことは、根拠のあることである。

[2] 控訴審裁判所は、チャン・ヴァンCが精神の刺激を受けたが、強く刺激された程度ではなかったと認定した。このような判断は、事件の原因、流れ及び被害者の行為の深刻さ、連続性を客観的かつ完全に考慮していなかったためであるものの、控訴審裁判所はそれに基づき、罪名を「精神を強く刺激された状態における殺人の罪」から「殺人罪」に変更した。これは、不正確である。

上記を踏まえて、

決定

刑事訴訟法第382条、第388条第2項、第390条に基づき、

- 1 在ダナン高級人民裁判所の2017年8月10日付控訴審刑事判決第200／2017／HSP T号を、チャン・ヴァンCに対する刑事責任（罪名、刑罰及び訴訟費用）の部分で破棄する。
- 2 チャン・ヴァンCに対する刑事責任の部分につき、ダックラック省人民裁判所の

2017年5月09日付第一審判決第14／2017／HSS T号を維持する。

判例の内容

「[1] ……被害者は、先に被告人を先に攻撃した者である。被害者の攻撃行為は、連続で、激しさが増しつづつあった。被害者の行為は、違法であり、被告人の身体の安全に害するものである。精神を刺激され、状態自制心を失って、自己が実施した行為の危険性と危険度を完全に認識していなかった状態の下で、被告人は攻撃から逃げるためナイフで被害者の胸を刺した。そのため、チャン・ヴァンCは精神を強く刺激されたと認定するための根拠が十分である。第一審裁判所が、チャン・ヴァンCを「精神を強く刺激された状態における殺人の罪」で判決を受けさせたことは、根拠のあることである。」

判例第19／2018／AL号

「財産横領罪」における奪取された財産の価値の確定について

2018年10月17日に最高人民裁判所裁判官評議会により採択され、2018年11月6日付最高人民裁判所長官決定第269／QD－CA号に基づき公布された。

判例源

被告人である1981年生まれ、ビンディン省、C市、B町、A通りに居住するヴォー・ティ・アインNに対する「財産横領罪」事件に関する最高人民裁判所刑事法廷による2015年4月23日付監督審決定第09／2015／HS－GD T号

その他に、事件において、ファン・ティQが「責任不足により重大な結果を引き起こした罪」で判決を受け、ヴォー・ティ・キムTが「責任不足により国家の財産に損害を引き起こした罪」で判決を受けた。

判例内容の位置

「裁判所の認定」第3段落

判例内容の概要

－判例の事実

被告人は、銀行の管理における抜け穴を利用し、被告人が管理していた銀行の支店のファンドから預金の引き出し及び出金の手続を何度も直接行ったが、被告人は、実際にこの金員を誰にも引き渡さず、自ら使用した。

捜査過程において、被告人は、奪取した金額の一部を回復した。

－法的解決

この場合、被告人は、「財産横領罪」で刑事責任を負わなければならない。被告人が奪取した財産の価値は、被告人が銀行の支店のファンドから預金の引き出し及び出金の手続を偽造に行った全ての金額としなければならない（被告人が捜査過程で回復した金額を含む）。

判例に関連する法令の規定

1999年刑法第46条第1項第b号、第p号、第2項、第47条、第60条、第278条第2項第c号（2015年刑法第51条第b号、第s号、第54号、第65号、第353条第2項第c号が対応する）

判例のキーワード

「財産横領罪」「奪取した財産の価値」「結果の一部の修復」「所有を侵害する罪」

事件の内容

D取引事務所は、C市の農業農村開発銀行の従属単位であり、ベトナム農業農村開発銀行の総社長の2007年3月2日付決定第1667/QĐ/NHNN-TCCB号により設立され、市民の預金を集積する任務を有するものである。

2008年5月から2010年4月まで、D取引事務所は、C農業銀行のファンド会計部とオフィスを共用していた。D取引事務所の職員は、次の2名である。

－ファン・ティQは、会計官であり、顧客との取引、納金・出金の証書の作成、現金ファンドの日記の追跡帳の作成、コンピューターにおける取引プログラムに収入・支出の会計、貯蓄帳簿及び貯蓄カードの発行といった任務を果たしていた。

－ヴォー・ティ・キムTは、トレジャラーであり、顧客向けの未発行・未記載の通帳の管理の担当であり、現金の出納の管理といった任務を果たしていた。

ヴォー・ティ・アインNは、C農業銀行のファンド会計部の金銭出納係であり、顧客への支払い・送金、入出の送金の管理、現金による資本集積・ローン及び利息回収の会計の業務を果たしていた。

2010年4月12日に、農業農村開発銀行のC市支店の社長は、支店における金銭出納係が行った違反を発見したため、国家銀行のビンディン省支店に報告した。2010年6月7日に、農業農村開発銀行のビンディン省支店の社長は、公文書第486/NHNNBĐ-HCNS号を発行し、捜査機関に対し、銀行に774,403,300ドンの損害を与えた、D取引事務所における、ダン・ティ・ビクD名義の貯蓄帳簿第NA 222040号及びゴータンV名義の貯蓄帳簿第NA 1297720号に対する預金の出金を明らかにするよう要求した。捜査過程では、次のことを確定した。

－ファン・ティQ及びヴォー・ティ・キムTにつき、彼らは、直接、取引事務所のファンドから、ダン・ティ・ビクD名義の貯蓄帳簿第NA 222040号に対し200,100,000ドン、ゴータンV名義の貯蓄帳簿第NA 1297720号に対し102,870,600ドンを出金し、合計で302,970,600ドンを出金した。しかし、顧客の身分証明書を確認しなかったため、銀行に対し、この金額の損失を与えた。

－ヴォー・ティ・アインNは、ヴォー・ティ・アインNが管理する銀行支店のファンドから直接手続を行い、ゴータンV名義の貯蓄帳簿第NA 1297720号に対し、次のように分けて総額が471,432,700ドンの金員を出金した。

2009年7月31日に、ヴォー・ティ・アインNは、20,000,000ドンの元金及び3,124,400ドンの利息で合計23,124,400ドンを出金した。

2009年11月03日に、ヴォー・ティ・アインNは、375,000,000ドンの元金及び73,308,300ドンの利息で合計448,308,300ドンを出金した。

2009年11月03日の出金につき、捜査機関は、ヴォー・ティ・アインNがヴォー・ティT名義のATM口座に251,000,000ドンを送金した（このカードは、ヴォー・ティ・アインNが管理し、使用し、何度も取引をしている）と確定した。その後、ヴォー・ティ・アインNは、奪取するために、ヴォー・ティT名義のATM口座から、

251,000,000 ドンを数回に分け、引き落とした。

残りの金額は、ゴータンV名義の貯蓄帳簿第NA 1297720号に対する出金であったが、ヴォー・ティ・アインNは、金員の受取者を証明できないため、銀行に対し220,432,700 ドンの損失を与えた。捜査課程において、ヴォー・ティ・アインNは、この金員を回復したため、ビンディン省人民検察院は、その行為につき、被告人を起訴しなかった。

2013年8月14日付第一審刑事判決第106/2013/HSS T号において、ビンディン省C市人民裁判所は、刑法第278条第2項第c号、第46条第1項第b号、第p号、第2項、第47条を適用し、ヴォー・ティ・アインNに対し「財産横領罪」で懲役3年に処した。

2013年8月27日に、ヴォー・ティ・アインNは、執行猶予を受けるよう請求する控訴状を提出した。

2014年2月24日付控訴審刑事判決第30/2014/HSP T号において、ビンディン省人民裁判所は、刑事訴訟法第248条第2項第b号、第249条第2項第dd号に基づき、ヴォー・ティ・アインNの執行猶予を受けるよう請求する控訴を認容した。また、刑法第278条第2項第c号、第46条第1項第b号、第p号、第2項、第47条、第60条に基づき、ヴォー・ティ・アインNに対し「財産横領罪」で懲役3年に処したが、執行猶予を受けさせ、試行期間は5年とした。

2015年2月9日付監督審異議申立て第02/2015/KN-HS号では、最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所刑事法廷の監督審合議体に対し、法令の定めるところにより再捜査するため、ヴォー・ティ・アインNへの、ビンディン省人民裁判所による2014年2月24日付控訴審刑事判決第30/2014/HSP T号及びビンディン省C市人民裁判所2013年8月14日付第一審刑事判決第106/2013/HSS T号を破棄するよう請求した。

監督審公判で、最高人民検察院の代表は、監督審合議体に対し、最高人民裁判所長官の異議申立てを認容するよう請求した。

裁判所の認定

- [1] ヴォー・ティ・アインNは、C農業銀行の幹部により預金の出金という任務の割り当てを受けたにもかかわらず、銀行の管理の抜け穴を利用し、何度も手続きを行い、自己が管理する銀行の支店のファンドからゴータンV名義の貯蓄帳簿第NA 1297720号に総額が471,432,700 ドンの預金を出金していた。捜査過程において、捜査機関は、ゴータンVの顧客がいないと確認し、ヴォー・ティ・アインNは、その金員を受け取った者は誰かを証明することができない。
- [2] ゴータンVに対する出金の手続きを行った後、ヴォー・ティ・アインNは、自己が管理する銀行のファンドから、251,000,000 ドンを、自己で開き、管理し、使用しているヴォーティT名義のATM口座を送金した。その後、C農業銀行の財産

を奪取するため何度もこの金員を引き落とした。第一審裁判所及び控訴審裁判所は、251,000,000ドンの金額に対し、ヴォー・ティ・アインNに「財産横領罪」で判決を下したことは適法である。しかし、ヴォー・ティ・アインNが銀行から奪取した金額は251,000,000ドンであったため、ヴォー・ティ・アインNの犯罪行為は、「2億ドン以上5億ドン未満の価値に相当する財産を略奪した」という刑法第278条第3項第a号に定める場合に該当し、刑罰枠は懲役15年から20年である。第一審裁判所が刑法第278条第2項を適用し、ヴォー・ティ・アインNを懲役3年に処したことは、軽すぎであり、適法ではない。控訴審の審理を行うとき、控訴審裁判所が、第一審裁判所の間違いを検出せず、刑罰を維持し、執行猶予を受けさせることは、重大な問題であり、被告人が起こした犯罪行為の危険性を正確に評価しないことである。

[3] ヴォー・ティ・アインNがゴータンV名義の貯蓄帳簿第NA 1297720号に出金した残りの220,432,700ドンの金額(471,432,700 - 251,000,000 = 220,432,700ドン)につき、ヴォー・ティ・アインNは、その損害を回復しており、C農業農村開発銀行は、喪失した金額の全部を回収できた。しかし、ビンディン省人民検察院が、被告人は損害を回復したことを理由に起訴しないのは、犯罪を見落したことになる。

上記を踏まえて、刑事訴訟法第279条第2項、第285条第3項、第287条に基づき、

決定

- 1 法令の定めるところにより再捜査するため、ヴォー・ティ・アインNへの、ビンディン省人民裁判所による2014年2月24日付控訴審刑事判決第30/2014/HSP T号及びビンディン省C市人民裁判所2013年8月14日付第一審刑事判決第106/2013/HSS T号を破棄する。
- 2 権限に従って解決するため、事件の書類を最高人民検察院に送付する。上記の監督審手続きにより異議申立てを行われない控訴審判決及び第一審判決のその他の決定は、継続して法的効力を有する。

判例の内容

「[3] ヴォー・ティ・アインNがゴータンV名義の貯蓄帳簿第NA 1297720号に出金した残りの220,432,700ドンの金額(471,432,700 - 251,000,000 = 220,432,700ドン)につき、ヴォー・ティ・アインNは、その損害を回復しており、C農業農村開発銀行は、喪失した金額の全部を回収できた。しかし、ビンディン省人民検察院が、被告人は損害を修復したことを理由に起訴しないのは、犯罪を見落としたことになる。」